

石狩市合同納骨塚のご案内

○設置理由

- ・ 少子高齢化や核家族化により、親族による維持管理等が困難な方や、経済的理由からお墓の建立等が困難な方のために、費用が安く継続的な維持管理等が発生しないお墓を設置します。
- ・ 社会情勢や価値観の変化に伴い埋葬形式の多様化が進んでおり、選択肢の一つとして合同納骨型のお墓を設置します。

○使用要件

石狩市合同納骨塚を使用できる方は、次の要件のいずれかに該当する方です。

- ・ お骨を持つ申請者が、石狩市に住所又は本籍を有している方
- ・ 石狩市に住所又は本籍を有していた故人のお骨を持っている方。
(申請者が石狩市外の方でも使用可能です。)
- ・ 石狩市営墓地区を返還し、納骨されているお骨を改葬しようとする方。
(改葬後、市営墓地区画を返還する場合に限る)
- ・ 市長が特別な事由と認めた方。

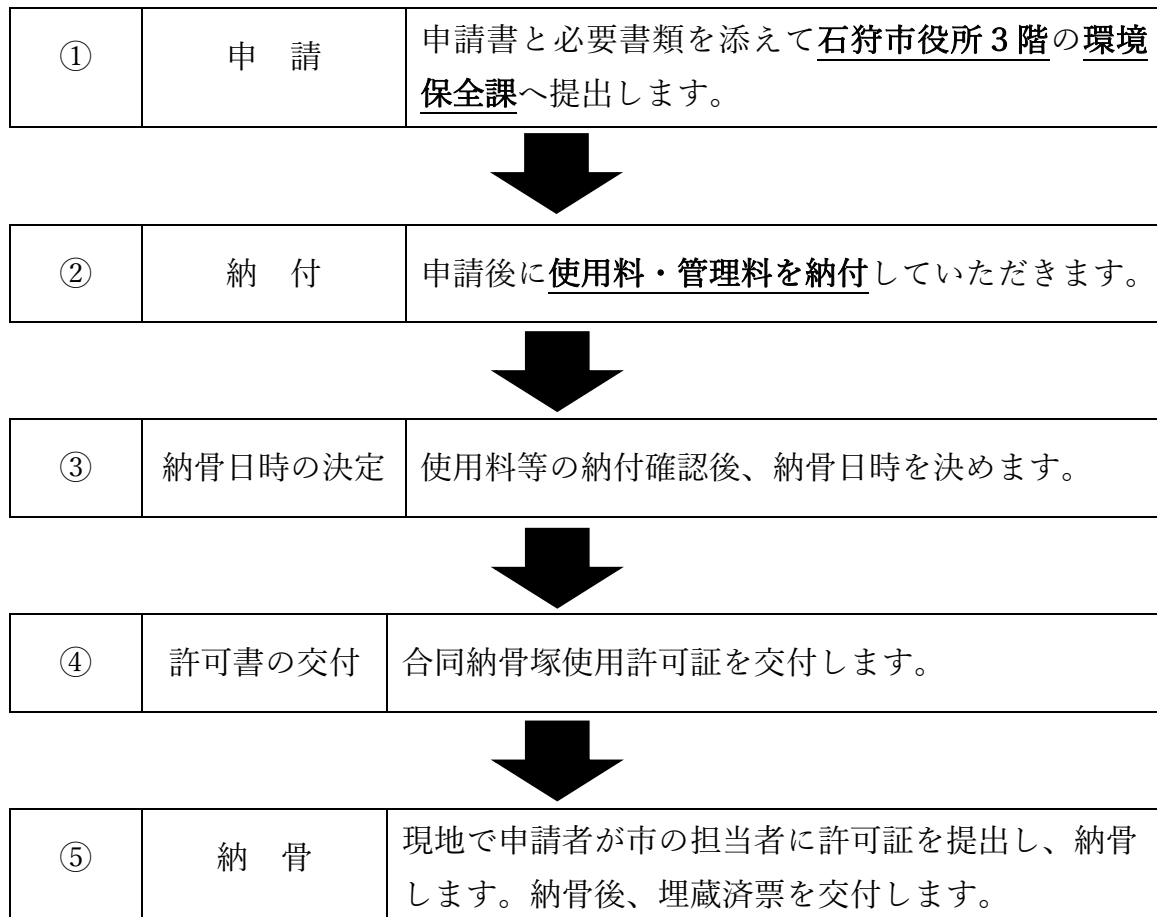
○設置場所・規模

- ・ 親船墓地内（石狩斎場側の駐車場の西側）
(住所：石狩市親船町1番地38)
- ・ 納骨数は、3,000体

○管理運営方法

- ・ 納骨の方法　： 5～11月までの雪のない期間に、毎週水曜日、申請者の希望により時間を決めて行います。(受付は通年で行いますが、11月下旬～5月上旬の積雪時期は納骨できません)
- ・ 本市では、宗教的儀式を実施いたしませんので、ご了承ください。
- ・ 献花台は設置しますが、焼香台等は設置しませんので、ご了承ください。
- ・ 御供物や御供花等は、お帰りの際、お持ち帰りください。
- ・ 墓誌は設置しないため、故人のお名前を刻むことはできません。

○申請から納骨までの流れ



○使用料及び管理料

お骨 1 体： 12,400 円（使用料 10,000 円、管理料 2,400 円）

※永代の使用料・管理料のため、申請時以外には使用料・管理料はかかりません。

※既に納入された使用料・管理料は納骨を取り止めても返還いたしません。

○申請に必要な書類

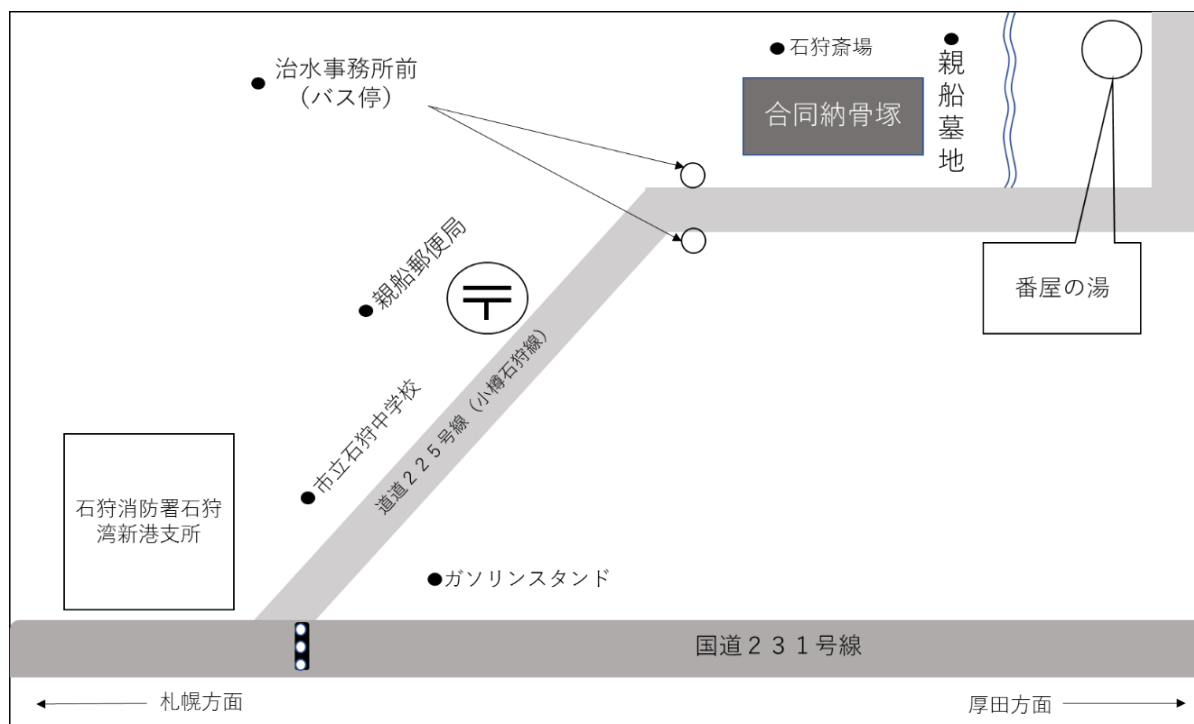
必要書類

<u>申請書（必須）</u>	合同墓使用許可申請書（申請者の捺印が必要）
<u>住民票（必須）</u>	申請者本人の住民票（ <u>本籍の記載があるもの</u> ）
<u>お 骨 関 係</u> <u>（いずれか1枚）</u> <u>（必須）</u>	①<u>自宅で保管</u>をしていた方 → <u>火葬埋葬許可証</u> （通常は骨箱と一緒にあります。） ②<u>石狩市内にある寺院等</u>にお骨を収めている方 → <u>収蔵証明書</u> （預けている寺院等から発行を受けて下さい。） ③<u>石狩市外にある寺院等</u>にお骨を収めている方 → <u>改葬許可証</u> 〔墓地及び納骨堂の所在する市町村で 改葬許可申請をすると交付されます。〕
<u>そ の 他</u> <u>（必要な場合）</u>	※<u>上記書類の中で、申請者または故人が石狩市民と証明できない場合は、石狩市民であったことを確認できる書類をご持参ください。</u> 例）戸籍の附票、税金や社会保険・公共料金の領収書、 公共機関等の郵便物 等

○注意事項

- ・ 生前予約につきましては、お申し込み出来ませんのでご了承ください。
- ・ 本市納骨塚は、骨壺・骨箱からお骨を出して、合葬室に入れる直接埋葬です。
※一度納骨すると、お骨が混在するため二度と取り出すことが出来ませんので、ご利用にあたりましては、ご親族の方と十分に相談した上でお申し込みください。
- ・ 骨壺・骨箱は各自でお持ち帰りください。
- ・ 市がお骨をお預かりすることや、納骨を行うことはありません。
- ・ お骨以外の副葬品は埋蔵できません。
- ・ 冬期間は除雪いたしませんのでご了承ください。
- ・ 申請書には同意欄がありますので、印鑑を必ずご持参ください。

○納骨塚案内図



※公共交通機関で来られる方は、本町花川線「治水事務所前」（バス停）をご利用ください。

（要予約。コールセンター（0120-983-983）にお電話いただくか、予約サイト（https://itsumocity.koko-bus.com/consumer/users/sign_in）からご予約ください。）

※車で来られる方は、合同納骨塚前の駐車場をご利用ください。

【担当・お問い合わせ】

〒061-3292

石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市役所 環境市民部 環境保全課

（電話番号）0133-72-3240／（FAX）0133-75-2275